

社会福祉法人そよかぜ役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人そよかぜ（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条並びに評議員選任・解任委員会運営細則第5条第2項の規定に基づき、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員を合わせて役員等という。
- (2) 役員等には、常勤の役員等は含まないものとする。
- (3) 報酬とは、法人運営の会議等に係る対価とする。
- (4) 会議等とは、法人の定款に定める理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び法人の監事監査規程に定める定期監査及び決算監査をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、報酬を支給するものとする。

(報酬の額等)

第4条 役員等に対する報酬の額は、別表に定めるものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬の支給は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- (2) 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が出張する場合又はその他職務に当たって費用を要する場合は、別に定める「社会福祉法人そよかぜ役員及び評議員の費用弁償に関する規程（平成22年4月1日施行）」に基づいて支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の支給を基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成30年8月21日に施行し、平成29年9月26日から適用する。

別表

各年度の予算で定める報酬の総額並びに役員等支給基準及び報酬の額

役員等	各年度の予算で定める報酬の総額(範囲内)	役員等の支給基準及び報酬の額
理事	400,000円	理事長、会議等1回 5,000円
		理事、会議等1回 3,000円
監事	120,000円	会議等1回 3,000円
評議員	社会福祉法人そよかぜ定款第8条の規定で定める総額	会議等1回 3,000円
評議員選任・解任委員	24,000円	会議等1回 3,000円